

中国本土と香港間における民商事判決の承認及び執行の展開

The Development of Mutual Recognition and Enforcement of Civil and Commercial
Judgements between Mainland China and Hong Kong

方 世 良

FANG, Shiliang

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第52号 2021年12月 抜刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.52 2021

中国本土と香港間における民商事判決の承認及び執行の展開

方 世 良*

はじめに

2019年1月18日、中国最高人民法院と香港特別行政区律政司¹は、北京において『中国本土と香港特別行政区法院の民商事判決の相互承認及び執行に関する規定』（以下『2019年民商事規定』と略す。）を合意し、同規定は両方の責任者により調印された。規定の発効日に関しては、同規定の第29条²で、「本規定の発効日は最高人民法院が司法解釈を公布し、香港特別行政区の関連の手続を経て、双方により公布される。本規定の発効日をもって、中国本土と香港間の裁判所がなした判決には本規定を適用する」と規定され、現時点ではまだ発効していない。実は、この『2019年民商事規定』が調印される前の2006年に、中国最高人民法院と香港特別行政区律政司が既に香港において民商事判決の承認および執行について、『中国本土と香港特別行政区法院における当事者の協議管轄による民商事判決の相互承認及び執行に関する規定』（以下『2006年協議管轄規定』と略す。）³を調印・公布していた。この『2006年協議管轄規定』は、中国本土と香港間における民商事判決の相互承認および執行に関する最初の規定であり、制定されてからは積極的な役割を發揮してきたものの、実際の運用では多様な問題も発生している。他方、『2019年民商事規定』は香港が中国政府に返還された後に、民商事判決の相互承認および執行について、結ばれた最新の規定であり、その詳しい内容および発効した場合、その内容に沿って双方の民商事判決がスムーズに相互承認および執行されるかが学者の間だけでなく、実務においても注目されている。

そこで、本稿では、先ず歴史的背景から中国本土と香港それぞれの外国判決の承認および執行の関連法規を概観し、次に、中国本土と香港間における民商事判決の承認および執行の発展過程を整理することを試みる。その中で、新しく制定された『2019年民商事規定』に着目し、『2006年協議管轄規定』の内容と比較分析を行う。以上の分析を踏まえて、最後に、中国本土と香港間の民商事判決の相互承認および執行の課題を展望することにしたい。

*岡山大学大学院社会文化科学研究科・博士後期課程

¹ 律政司 (Department of Justice) とは、立法機関である香港特別行政区立法会とは異なる機能を持っている。全称は中華人民共和国香港特別行政区律政司である。香港特別行政区政府の法律関連事務を管掌する部門であり、主な業務は検察行政や、政策決定を行う決策局の制定した法律案や国際条約のチェックなどである。その業務の性格上、幹部以上はすべて弁護士資格を有している。

² 2019年1月18日《关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行民商事案件判决的安排》第29条：本安排在最高人民法院发布司法解释和香港特别行政区完成相关程序后，由双方公布生效日期。内地与香港特别行政区法院自本安排生效之日起作出的判决，适用本安排。

³ 2006年7月14日《关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行当事人协议管辖的民商事案件判决的安排》

一、歴史的背景

1984年、中国とイギリスによる「中英両国の香港問題に関する声明」が発表され、それに基づいて、香港は1997年7月1日に中国に返還された。それ以降、中国政府が香港に対して主権を行使することになった。「中英両国の香港問題に関する声明」によって、香港は中国に返還された後も、資本主義制度は少なくとも50年間不変とするとされた。アヘン戦争以来1997年6月30日までの約150年間、イギリスの植民地として、政治、経済、司法、文化等あらゆる分野でイギリスから強い影響を受けてきた香港は、社会主義制度の中国本土とは、司法理念や法律制度の面において様々な相違がある。それを受けて、中国政府は、中華人民共和国憲法第31条の規定「国家は、必要のある時には、特別行政区を設立することができる。特別行政区内で実施する制度は具体的な状況によって、全国人民代表大会が法律をもって規定する」を制定した。同規定に従って、香港は香港特別行政区として成立し、『香港特別行政区基本法』が全国人民代表大会により制定された。同法によれば、香港特別行政区では、中国政府から、独立した行政権、立法権、司法権が付与され、香港の現行法律も基本的に維持されることになっている。香港が中国政府に返還されたことに伴って、中国本土と香港間の経済貿易および文化交流が返還前よりも頻繁かつ活発となってきたが、法制度の違いで、両地域人民間の法的紛争の問題も返還前よりも多発している。両地域人民の法的利益保護の観点から、これらの紛争を法的手段により解決するにあたって、両地域の裁判所の判決が相互承認および執行できるか否かという問題は非常に重要な問題である。

返還前、イギリスの植民地と位置付けられた香港と中国本土間の判決の承認および執行の問題は外国判決の承認および執行の問題とみなされ、外国判決の承認および執行に関連する規定が適用されたが、1997年7月1日の香港の返還に伴って、中国本土側から見て、香港裁判所の判決は「外国判決」ではなくなり、外国判決の承認および執行に関連する規定を準用できなくなると同時に、香港側も中国の判決を外国判決と見るわけにはいかなかった。本来、一国内での判決の承認および執行の問題は生じないことを考えると、新たな実情が生じたことになり、中国本土側および香港側の学者や司法関係者を大きく悩ませる難問となった。

二、外国判決の中国本土での承認及び執行

中国本土における外国判決の承認・執行に関する法規定は、主に民事訴訟法の関連規定⁴、最高人民法院による司法解釈⁵と、中国が加盟した国際条約または外国との間の外国判決の承認・執行に関する条項を含む二国間の協定である。

中国本土裁判所は、外国判決の承認・執行の申立てに対して、国際司法共助の一部として扱うことで、上述の関連法規定に沿って、承認および執行の認定判断を下す。また、判決国との間に条約等がない場合には、①法的効力を生じた判決であること、②判決国と中国との間に互恵関係があること、③判決が中国の法律の基本原則に反しないものであること、④欠席判決の場合、合法的な呼出があったことなどの要件を満たしていれば、中国において承認できると考えられている。最近の動向としては、「条約も互恵の関係もない場合には外国判決の承認・執行を認めない」との旨が最高人民法院による司法解釈により定められていることで、判決国との間に判決の相互承認に条約がない場合も、さらに互恵の関係の存否が審査されるように解釈することができ、特に2015年「人民法院が『一带一路』建設のために司法サービスおよび司法保障を提供することに関する最高人民法院の若干の意見」（以下「2015年通達」）が最高人民法院により公布され、さらに、2016年南京決定および第二期典型裁判例の発布という事実に基づき、条約がない場合についての中国における外国判決承認・執行要件の一つである「互恵の関係」は、判決国において中国人民

⁴ 中国現行民事訴訟法第281・282条（2012年8月31日改正、2013年1月1日施行）。中国民事訴訟法第281条：外国法院作出的发生法律效力の判決、裁定、需要中华人民共和国人民法院承认和执行的，可以由当事人直接向中华人民共和国有管辖权的中级人民法院申请承认和执行，也可以由外国法院依照该国与中华人民共和国缔结或者参加的国际条约的规定，或者按照互惠原则，请求人民法院承认和执行。「外国裁判所が下した法的効力が生じた判決又は裁定について、中華人民共和国の人民法院の承認及び執行を必要とする場合には、当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院に対し承認及び執行を申し立てることができ、また外国の裁判所が当該国と中華人民共和国とが締結し、若しくは参加している国際条約の規定により、又は互恵の原則に従い、人民法院の承認及び執行を請求することもできる」。第282条：人民法院对申请或者请求承认和执行的外国法院作出的发生法律效力の判決、裁定，依照中华人民共和国缔结或者参加的国际条约，或者按照互惠原则进行审查后，认为不违反中华人民共和国法律的基本原则或者国家主权、安全、社会公共利益的，裁定承认其效力，需要执行的，发出执行令，依照本法的有关规定执行。违反中华人民共和国法律的基本原则或者国家主权、安全、社会公共利益的，不予承认和执行。「人民法院は、承認及び執行が申し立てられ、又は請求される外国の裁判所が下した法的効力が生じた判決又は裁定について、中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約により、又は互恵の原則に従い審査をした後、中華人民共和国の法律の基本原則又は国の主権、安全若しくは社会公共利益に違反していないと認められる時は、その効力を承認する旨を裁定し、執行する必要がある場合には、執行命令を發し、この法律の関係規定により執行する。中華人民共和国の法律の基本原則又は国の主権、安全若しくは社会公共利益に違反する場合には、承認および執行を行わない。」

⁵ 2012年の民事訴訟法改正に伴い、最高人民法院は2015年1月31日に「中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する解釈」（以下「民訴法解釈」という）を公布した。民訴法解釈の533条、543条、544条、546条～549条は、外国判決の承認・執行に関する規定である。詳細は馮茜『外国判決の承認・執行に関する中国の現状と改革の動向』国際商取引学会年報 vol.19. (2017) 61-63頁；拙稿「中国本土と台湾間の民事判決の相互承認及び執行に関する一考察」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』 vol.50. (2020) 52-53頁参照。

法院の判決を承認・執行した事例が存在すれば満たされる要件であることが明白になってきた⁶。

三、外国判決の香港での承認及び執行

香港は長い間にわたってイギリスに植民地支配されたため、司法制度もイギリスからの影響が強い。香港において、外国裁判所がした民商事判決を承認および執行するについては、二つの方法が考えられる。すなわち、一つは、成文法による登録方式であり、もう一つは、コモン・ローによる方式である。

まず、成文法による登録方式とは、香港の外地交互強制執行条例に基づき、外国判決の承認および執行をする方式であり、成文法登記制度とも言われている。この成文法登記制度の法源としては、1921年に公布された《判決（強制執行措置）条例》、1960年に公布された香港法例第319章《外地判決（交互強制執行）条例》、1985年に公布された《外地判決（制限承認及び強制執行）条例》、と2008年に公布された《内地（判決交互強制執行）条例》⁷が上げられる⁸。登記手続きを通じて、香港裁判所がなした判決と同様な効力を持たせ、香港で新たに訴訟をする必要がない点が優れている。成文法登記制度で香港裁判所に外国判決の承認および執行をしてもらうには、以下の二つの基本要件を満たさなければならない。①当該判決は外国の高等裁判所が下した終局性（Final and Conclusive）がある判決でなければならないこと⁹。②判決国は香港と互惠関係があることである¹⁰。1933年に、主にイギリス連邦国家また地域間での判決の承認および執行を目的として、イギリス議会によって制定されたこの外地判決条例が1960年に香港でも発効することとなり、次第に、香港との互惠関係を持つようになったフランス、ベルギー、ドイツ、イスラエル等の国家・地域と香港間の判決の承認および執行を審理するための主たる法的根拠となった。

他方、金銭支払いなどの債務名義に関連する外国判決は、判決によって債権者と確定された側が香港でその判決の結果を自己の債権を証明する証拠として、新たな訴訟を提起することができる。いわゆるコモン・ロー方式である¹¹。この方式は、法域間の互惠関係の有無を問われないが、香港裁判所は、当該判決に対する判決国の管轄権の有無、判決の終局性、審理手続の合法性および金銭給付判決であるかどうかについて

⁶ 前掲 馮；奥田安広・宇田川幸則「中国における外国判決承認裁判の新展開」『国際商事法務』Vol.45.No.4（2017）499頁。その他、増田晋編著『環太平洋諸国（日・韓・中・米・豪）における外国判決の承認・執行の現状』（2014）；王亜新「中国民事訴訟法の多様なルーツとグローバル時代における外国法の影響」松本博之・出口雅久編『民事訴訟法の継受と伝播』信山社（2008）；何其生『比較法視野下的国際民事訴訟』高等教育出版社（2015）325—327頁参照。

⁷ Mainland Judgements (Reciprocal Enforcement) Ordinance (Cap.597) 2008年頒布された《内地判（決交互強制執行）条例》は中国本土と香港間に結ばれた『2006年協議管轄規定』の実施に合わせて、香港特別行政区立法会により制定された条例であり、6部27カ条の条文から構成されている。

⁸ 張美榕『香港冲突法研究—Research on Conflict of Laws in Hong Kong SAR』法律出版社（2014）302-303頁。

⁹ Foreign Judgements (Reciprocal Enforcement) Ordinance (Cap.319), s.3 (2) (a) .香港法例第319章《外地判決（交互強制執行）条例》

¹⁰ 張美榕 前掲注8）309頁；张宪初，菲利普・斯马特（万事开头难——《内地香港相互认可和执行当事人协议管辖的民商事案件判决的安排》评析）北大法律評論，No.8（2007）504-531頁。

¹¹ 中国においては、普通法訴訟とも言われている。

審査をする必要があるとされている。

四、中国本土と香港間の司法共助協定¹²

一国二制度の方針および中華人民共和国憲法、香港特別行政区基本法の関連規定に沿って、中国本土と香港の司法当局は、双方の法律制度の相違を考慮し、一連の司法共助規定を協議して公布した¹³。すなわち、①1999年1月14日に、中国最高人民法院と香港特別行政区高等法院が深セン市で調印・公布した『中国本土と香港特別行政区法院における民商事司法文書の相互送達の委託に関する規定』¹⁴、②1999年6月21日に、中国最高人民法院と香港特別行政区律政司が深セン市で調印・公布した『中国本土と香港特別行政区法院における仲裁判断の相互承認及び執行に関する規定』¹⁵、③2006年7月14日に、中国最高人民法院と香港特別行政区律政司が香港で調印・公布した『中国本土と香港特別行政区法院における当事者の協議管轄による民商事判決の相互承認及び執行に関する規定』¹⁶、④2016年12月29日に、中国最高人民法院と香港特別行政区律政司が香港で調印・公布した『中国本土と香港特別行政区法院における民商事案件の証拠調への相互委託に関する規定』¹⁷、⑤2017年6月20日に、中国最高人民法院と香港特別行政区律政司が香港で調印・公布した『中

¹² 中国法上、外国判決の承認執行問題は、国際司法協力の一部として扱われている。中国本土と香港間における判決の承認執行問題は、一国内の異法域間における承認・執行問題であることから、司法協力または区際司法協力という名称で扱われている。詳細は韓徳培・黄進「中国区際法律衝突問題研究」『中国社会科学』1989年第1期117-132頁参照。本稿では、便宜上、「司法協力」を「司法共助」と訳すことにした。

¹³ 香港基本法第95条：香港特別行政区可与全国其他地区的司法机关通过协商依法进行司法方面的联系和相互提供协助。

¹⁴ 1999年1月14日《最高人民法院关于内地与香港特别行政区法院相互委托送达民商事司法文书的安排》(《Arrangement of the Supreme People's Court on Mutual Entrustment in Service of Judicial Documents in Civil and Commercial Matters between the Courts of the Mainland and the Hong Kong Special Administrative Region》), signed on January 14, 1999. 香港返還前、中国本土と香港は共に1965年『民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約』に加盟していたため、条約で司法文書の送達を行っていた。香港返還後は、条約が一国内の司法文書の送達には機能しなくなったので、中国本土と香港の司法当局が同条約を参照し、『内地と香港特別行政区法院における民商事司法文書の相互送達の委託に関する規定』を作成したものである。

¹⁵ 1999年6月21日《关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的安排》(《The Arrangements of the Supreme People's Court and the Government of the Hong Kong Special Administrative Region on the Mutual Enforcement of Arbitral Awards between the Mainland and the Hong Kong Special Administrative Region》), signed on June 21, 1999.

¹⁶ 2006年7月14日《关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行当事人协议管辖的民商事案件判决的安排》(《The Arrangement between the Mainland and the Hong Kong Special Administrative Region on Reciprocal Recognition and Enforcement of the Decisions of Civil and Commercial Cases under Consensual Jurisdiction》), signed on July 14, 2006.

¹⁷ 2016年12月29日《关于内地与香港特别行政区法院就民商事案件相互委托提取证据的安排》(《The Arrangement for Mutual Entrustment in Evidence-Taking in Civil and Commercial Cases between Courts of the Mainland and the Hong Kong Special Administrative Region》), signed on December 29, 2016.

国本土と香港特別行政区法院における婚姻家庭事件判決の相互承認及び執行に関する規定』¹⁸、⑥2019年1月18日に、中国最高人民法院と香港特別行政区律政司が北京で調印・公布した『中国本土と香港特別行政区法院における民商事判決の相互承認及び執行に関する規定』¹⁹、⑦2019年4月2日に、中国最高人民法院と香港特別行政区律政司が調印・公布した『中国本土と香港特別行政区法院における仲裁手続の保全措置の相互協力に関する規定』²⁰、⑧2020年11月27日に中国最高人民法院と香港特別行政区律政司が深セン市で調印・公布した『中国本土と香港特別行政区法院における仲裁判断の相互承認及び執行に関する補充規定』²¹の八つの規定である。時系列でこの一連の規定を図表にしてみると、以下のとおりとなる。

表1 中国本土と香港間の司法共助に関する法規定一覧

No.	規定の名称	調印および発効 ²² 開始日	効力	略称 ²³
1	『中国本土と香港特別行政区法院における民商事司法文書の相互送達の委託に関する規定』	1999年1月14日調印、 1999年3月30日より発効 ²⁴	発効	『1999年送達規定』
2	『中国本土と香港特別行政区法院における仲裁判断の相互承認及び執行に関する規定』	1999年6月21日に調印、 2000年2月1日より発効 ²⁵	発効	『1999年仲裁規定』

¹⁸ 2017年6月20日《关于内地与香港特别行政区相互认可和执行婚姻家庭民事案件判决的安排》（《The Arrangement of the Supreme People's Court and the Government of the Hong Kong Special Administrative Region on Reciprocal Recognition and Enforcement of Civil Judgments in Matrimonial and Family Cases by the Courts of the Mainland and of the Hong Kong Special Administrative Region》），signed on June 20, 2017.

¹⁹ 2019年1月18日《关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行民商事案件判决的安排》（《The Arrangement on Reciprocal Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters by the Courts of the Mainland and of the Hong Kong Special Administrative Region》），signed on January 18, 2019.

²⁰ 2019年4月2日《关于内地与香港特别行政区法院就仲裁程序相互协助保全的安排》（《The Arrangement Concerning Mutual Assistance in Court-ordered Interim Measures in Aid of Arbitral Proceedings by the Courts of the Mainland and of the Hong Kong Special Administrative Region》），signed on April 2, 2019.

²¹ 2020年11月27日《最高人民法院关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的补充安排》（《The Supplemental Arrangement of the Supreme People's Court for the Mutual Enforcement of Arbitral Awards between the Mainland and the Hong Kong Special Administrative Region》），signed on November 27, 2020.

²² 中国本土と香港当局が調印した規定は調印後から発効までのプロセスについて、各規定の中に明文の定めがある。一般的には、共同調印後、中国本土側は調印された規定を最高人民法院の人民審判委員会の会議を経てから、司法解釈を行う。同時に香港側では規定の内容を立法する形で香港の立法議会で承認する。その後、中国本土と香港双方の当局による協議の上、最終的には、中国本土側の最高人民法院により、司法解釈を公布する形で規定の発効開始日を示すこととなる。

²³ 略称については、あくまでも論述上の便宜を図って、著者が作成したものである。

²⁴ 《最高人民法院关于内地与香港特别行政区法院相互委托送达民商事司法文书的安排》法释〔1999〕9号（1998年12月30日最高人民法院审判委员会第1038次会议通过、1999年3月30日より発効。）

²⁵ 《最高人民法院关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的安排》法释〔2000〕3号（1999年6月18日最高人民法院审判委员会第1069次会议通过、2000年2月1日より発効。）

3	『中国本土と香港特別行政区法院における当事者の協議管轄による民事判決の相互承認及び執行に関する規定』	2006年7月14日に調印、 2008年8月1日より発効 ²⁶	発効	『2006年協議管轄規定』
4	『中国本土と香港特別行政区法院における民事案件の証拠調べの相互委託に関する規定』	2016年12月29日に調印、 2017年3月1日より発効 ²⁷	発効	『2016年証拠調べ規定』
5	『中国本土と香港特別行政区における婚姻家庭事件判決の相互承認及び執行に関する規定』	2017年6月20日に調印、 発効開始日未定 ²⁸	未発効	『2017年婚姻家庭規定』
6	『中国本土と香港特別行政区法院による民事判決の相互承認及び執行に関する規定』	2019年1月18日に調印、 発効開始日未定	未発効	『2019年民事規定』
7	『中国本土と香港特別行政区法院による仲裁手続の保全措置の相互協力に関する規定』	2019年4月2日に調印、 2019年10月1日より発効 ²⁹	発効	『2019年仲裁保全規定』
8	『中国本土と香港特別行政区法院における仲裁判断の相互執行に関する補充規定』	2020年11月27日に調印、 2020年11月26日より一部発効開始	一部発効	『2020年仲裁補充規定』

上記の表から見ると、香港が中国に返還されてから現在までの20余年間で、司法文書の送達と証拠調べの相互委託および仲裁判断の承認・執行³⁰に関する規定を除外して、民事判決の承認・執行に関連する規定は、③『2006年協議管轄規定』、⑤『2017年婚姻家庭規定』、⑥『2019年民事規定』の三つである。この三つの規定を抽出すると、下記の表のように整理することができる。

²⁶ 《最高人民法院关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行当事人协议管辖的民事案件判决的安排》法释〔2008〕9号（2006年6月12日最高人民法院审判委员会第1390次会议通过、2008年8月1日より発効。）さらに、『2019年民事規定』の第30条により、同規定の発効開始日をもって、『内地と香港特別行政区法院における当事者の協議管轄による民事判決の相互承認及び執行に関する規定』が廃止となる予定であるが、現時点では、『2019年民事規定』は未発効のため、『2006年協議管轄規定』が有効となっている。

²⁷ 《最高人民法院关于内地与香港特别行政区法院就民事案件相互委托提取证据的安排》法释〔2017〕4号（2016年10月31日最高人民法院审判委员会第1697次会议通过、2017年3月1日より発効。）

²⁸ 『内地及び香港家庭案件判決（相互承認及び強制執行）条例草案』が2021年5月5日に、香港特別行政区立法会で通過した。近い将来、香港特別行政区立法会による立法がなされた後、最終的に、中国本土最高人民法院による司法解釈の形式で発効となる見込みである。そして、『2019年民事規定』の第31条では、（本規定発効後、『内地と香港特別行政区における婚姻家庭事件判決の相互承認及び執行に関する規定』は継続施行）と定められている。

²⁹ 《最高人民法院关于内地与香港特别行政区法院就仲裁程序相互协助保全的安排》法释〔2019〕14号（2019年3月25日最高人民法院审判委员会第1763次会议通过、2019年10月1日より発効。）

³⁰ 本稿は中国本土と香港間の民事判決の承認及び執行に関する規定を考察対象とし、仲裁判断の承認及び執行に関しては別稿に委ねることとする。

表2 中国本土と香港間の民商事判決の承認及び執行に関連する規定

No.	規定の名称	調印および発効開始日	効力	略称
1	『中国本土と香港特別行政区法院における当事者による協議管轄民商事判決の相互承認及び執行に関する規定』	2006年7月14日に調印、 2008年8月1日より発効	発効	『2006年協議管轄規定』
2	『中国本土と香港特別行政区法院における婚姻家庭事件判決の相互承認及び執行に関する規定』	2017年6月20日に調印、 発効開始日未定	未発効	『2017年婚姻家庭規定』
3	『中国本土と香港特別行政区法院による民商事判決の相互承認及び執行に関する規定』	2019年1月18日に調印、 発効開始日未定	未発効	『2019年民商事規定』

上述³¹のように、共同調印された規定が香港側で施行されるには、別途に立法化し、香港の立法議会で承認される必要があるため、調印後すぐに発効する規定は少なく、発効するまで日時を要することが多い。また、中国本土側が関連規定を最高人民法院の人民審判委員会の会議を通過してから、最終的には司法解釈を公布するという形式で、規定が発効することとなっているが、上記3つの規定は、『2006年協議管轄規定』のみが現行規定³²で、『2017年婚姻家庭規定』と『2019年民商事規定』は未発効のままである。先に僅かだけ触れたが、『中国本土及び香港家庭案件判決（相互承認及び強制執行）条例草案』が2021年5月5日に、香港特別行政区立法会で通過した。近い将来、香港特別行政区立法会による立法化がなされた後、最終的に中国本土の最高人民法院による司法解釈の形式で発効となる見込みである。そして、『2019年民商事規定』の31条では、「本規定発効後、『中国本土と香港特別行政区における婚姻家庭事件判決の相互承認及び執行に関する規定』は継続施行」と定められている。今後、『2017年婚姻家庭規定』と『2019年民商事規定』が発効するとすれば、中国本土と香港間の民商事判決の承認および執行状況はどうなっていくのであろうか。この点に関連して、2021年1月22日に、最高人民法院が「中国本土と香港特別行政区民商事司法協助実践報告」と題する記者会見で、最高人民法院研究室副主任の司氏³³は、記者の質問に対して、『2017年婚姻家庭規定』と『2019年民商事規定』を合わせれば、両地域間の民商事判決の90%が承認・執行できる見込みであると回答している。この発言から、中国本土の司法当局が、中国本土と香港間の民商事判決の承認・執行に関する法規に対して期待と自信を持っていることを伺うことができる。

五、香港判決の中国本土での承認及び執行

裁判所の判決は司法権の一作用として、その効力は判決国の主権の及ぶ範囲内でしか生じないのが原則である。返還前、イギリスの植民地であった香港の判決は、中国本土では外国判決と見なされ、香港裁判所が下した判決は中国本土で承認・執行が困難であった。そして、中国のおかれた独特の経済および社会事情との関係のため、判決よりも仲裁の利用による紛争解決がとりわけ重視され、実際に用いられてきた。

³¹ 注22を参照。

³² 注26を参照。

³³ 中華人民共和国最高人民法院研究室副主任司艷麗氏（中国語表記：司艳丽）

香港の返還前は、中国本土と香港両地域間の商取引紛争のほとんどは仲裁を利用して解決された³⁴。1990年代の初期、中国の学者の間では香港裁判所の判決については民事訴訟法267条の外国判決の承認・執行の規定を参考にして、それを類推適用するとの説があったが、実際には、人民法院は香港の各裁判所の判決について、当時の1991年民事訴訟法267・268条によって、承認裁定を行い、最高人民法院が個々の事案に応じて司法解釈の形式で解決していた³⁵。有名な例は、1991年9月に香港地方裁判所が下した離婚判決について、黒龍江省中級人民法院は、これを承認してよいとする最高人民法院の回答に従って、香港地方裁判所の離婚判決の承認申立てに対して、承認裁定を下したものがある³⁶。

前述したように、香港返還以降、中国は一国内における多法域間の司法共助問題に直面することになった。1997年に香港が中国に返還された後、一時期両地域間の司法には、関連する立法がなく、民商事判決の承認および執行を含めた司法共助ができなくなるという空白期が生じた。1999年に、司法文書の送達に関する『1999年送達規定』と仲裁判決の相互承認および執行に関する『1999年仲裁規定』が両地域の当局の努力により結ばれたが、民商事判決の承認および執行については関連する規定がなく、香港裁判所の判決で裁判に勝った債権者が中国本土に移住した債務者に対して債務を履行してもらうには、中国本土で最初から訴訟を行わなければならないことになった。このような事態は、訴訟費用や訴訟活動が無駄となり、時間と労力の点においても債権者に酷であると考えられるが、当時は、香港の判決に対してどう判断するかについて中国本土の裁判所および裁判官の裁量に任せられ、以下のようにばらつきがあった。

1998年に香港の会社Xは、湖南省長沙市に不動産を有するYを被申請人とし、湖南省長沙市中級人民法院に香港高等裁判所の判決を承認・執行するよう申し立てたが、判断材料となる法的根拠がないため、受理することが可能か否かの判断ができず、仮に受理が可能なら、どのように審査を行うかは難問であった。湖南省長沙市人民法院は、以下の理由で香港判決を受理し、審査を行った³⁷。すなわち、「香港は中国の領土の一部であること、そして、当該判決は終審判決であること、当該香港裁判所がなした判決は国際条約の関連規定に則して承認の判断を行うことはできないが、1998年5月22日に最高人民法院が公布した『人民法

³⁴ 詳細は、王莉「中国における本土と香港特別行政区間の仲裁判断の承認・執行：司法協力政策としての国際私法の可能性についての一考察」『神戸法学雑誌』第54巻第2号（2004年）を参照。

³⁵ 粟津光世「日本、中国、台湾、香港の判決、仲裁判断の相互承認と執行の現況」『国際商事法務』Vol.26, No.11（1998）1154頁。

³⁶ 1991年9月20日中国最高人民法院（关于我国公民周芳洲向我国法院申请承认香港地方法院离婚判决效力，我国法院应否受理问题的批复）中国においては、最高人民法院と最高人民検察院が発する「司法解釈」と呼ばれる文書が重要な法源とされ、最高人民法院の司法解釈には「法律効力」があるとされる。少なくとも下級人民法院は簡易な裁判においてこれに拘束される。ここにある「批復」は具体的な事件を処理する過程で生じた法律上の疑義につき、下級人民法院から順次より上級の人民法院への照会がなされたことを契機として、最高人民法院から照会を行った高級人民法院に対して下される解釈である。高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則『現代中国法入門〔第7版〕』（有斐閣、2016年）110頁以下参照。

³⁷ 1999年3月23日湖南省長沙市中級人民法院（1998）长中经二初字第176号民事裁定书

院が台湾地区関係法院の民事判決を承認することに関する規定』の第2条³⁸を参考にし、承認の可否を審査することができると考えられる」と³⁹。当時においても台湾の民事判決は中国本土で承認されることが可能であったから、香港はすでに中国政府に返還され、中国の領土である以上、その判決は承認できないとは考えられないであろうという主旨が裁判所の判断から読み取ることができる。

これに対して、中国本土には香港の民事判決の承認に関する法規定がないという理由で、承認を認めなかった有名な判決としてよく取り上げられるのが福建省泉州市中級人民法院（2001）泉民初字第01号である⁴⁰。2001年に、会社Aが泉州市に物件、株などの財産を有している被告Bを相手として福建省泉州市中級人民法院に香港高等裁判所がなした高院民事訴訟1999年第1801号判決の承認・執行を申立てた。当時の福建省泉州市中級人民法院は、香港の判決は外国判決の承認および執行に関する関連規定に当てはまらないとして、Aの申立てを拒否した。独立した法体制を有している香港と中国本土間の判決の承認および執行の問題は、一国内の法院間の関係でもなければ、外国判決の承認・執行の問題でもないという現実を鑑み、中国本土と香港の関係当局の協議を経て関連規定を制定するという解決方法が必要との認識に立って、この判断がなされたと考えられる。当時、中国本土と香港間には、判決の承認および執行に関する規定が設けられていなかったため、申請者の申立ては福建省泉州市中級人民法院に退けられる結果となった⁴¹。

また、2000年4月13日、広州市中級人民法院は、香港のコモン・ロー訴訟方式と同様な方式をとり、香港高等裁判所の下した債務履行命令の判決を証拠とし、香港の会社Xが会社Y等を被告とする訴訟を受理し、裁判を行った事例も存在している⁴²。広州市中級人民法院は、「本件はすでに香港で訴訟を経ているが、本土と香港間には判決の相互承認および執行に関する法規定が未だに設けられていないこと、当事者間の契約中には合意管轄がなされていないことに鑑み、原告側が執行できる財産の所在する地である本土の人民法院に対して利益保護を求める権利が認められるべきであり、原告側の申立てを支持する」とコメントしている。この判決は、中国本土と香港間の判決の承認・執行について、中国本土の人民法院が初めて香港裁判所の判決を証拠として承認を行ったケースと言える。関連する法規定がない事情の下で、香港判決をいかに承認するかについて新たな考えを示した点において評価されるべきであろう。

以上のように、香港が1997年に返還された当初は、中国本土と香港には判決の承認・執行に関連する規定が制定されていなかったことから、中国本土では人民法院の裁判官の裁量に委ねられることが多く、判決の結果も違っていた。こうした局面を打開するため、2002年から、中国本土と香港の司法当局の関係者

³⁸ 1998年5月22日『人民法院が台湾地区関係法院の民事判決を承認することに関する規定』法積「1998」11号第2条「台湾地区関係法院の民事判決は、当事者の住所地、常居所地または被執行財産所在地がその他の省、自治区、直轄市にある場合、当事者は本規定に基づき人民法院に認可を申請することができる」。

³⁹ 钟致远「湖南省受理申请承认香港高等法院生效判决书始末」『中国法制杂志』2001年第18期44-45頁。

⁴⁰ 福建省泉州市中级人民法院（2001）泉民初字第01号

⁴¹ 詳細は、国家法官学院和中国人民大学法学院（編）《中国审判案例要覽》（2002年民事审判案例卷），中国人民大学出版社（2003）568-570頁を参照。

⁴² 汪秀兰・王天喜「浅谈香港与内地区际法律冲突及其解决——析广州中院首宗适用香港法判决的涉港借款担保案」《法律适用》2000年08期40-43頁。

が議論を交えて、2004年11月に『香港特別行政区と中国本土における商事判決の相互執行』の提案が香港立法会から提案されることになった（CB (2) 248/04-05 (05) 号文書）⁴³。その後、両当局による活発な議論をつみ重ねた結果、前述のように、2006年7月14日に、中国最高人民法院と香港特別行政区律政司が香港で『2006年協議管轄規定』を調印・公布した。そして、『2006年協議管轄規定』は、2008年8月1日に発効している。これによって、中国本土の人民法院は香港裁判所が下した民商事判決を承認するにあたり、ようやく審査基準が設けられたことになり、中国本土と香港間の判決の承認・執行は新たなステージに入った。

しかし、当時、中国本土では、台湾判決の承認・執行問題については、すでに1998年5月に最高人民法院が制定した『人民法院が台湾地区関係法院の民事判決を承認することに関する規定』によって、承認審査をすることができた。また、中国本土最高人民法院とマカオ特別行政区司法当局は2001年8月に『中国本土とマカオ特別行政区法院における民商事司法文書の相互送達の委託に関する規定』を制定し、2006年2月28日に『中国本土とマカオ特別行政区法院による民商事判決の相互承認及び執行に関する規定』を制定・公布していた。こうした事情から見ると、中国本土との承認・執行に関する司法共助においては、台湾とマカオに比べて香港が遅れたように見える。

六、中国本土判決の香港での承認及び執行

上述した通り、外国判決の香港での承認および執行は、成文法登記方式とコモン・ロー訴訟方式の二つの方式によりなされている。香港返還前、中国本土の判決は香港では外国判決とみなされていた。さらに、中国本土は香港との互恵関係を持っていないことから、成文法登記方式による判決の承認および執行は不可能であり⁴⁴、コモン・ロー方式によって、新たに香港で訴訟をしなければならなかった。

2006年7月14日に『2006年協議管轄規定』が中国本土と香港の司法当局によって調印され、2008年8月1日に発効した。しかし、香港ではこの『2006年協議管轄規定』はそのまま適用されておらず、『2006年協議管轄規定』に合わせて香港地域内での立法化がなされた。そこで誕生したのが、前述した2008年の《内地（判決交互強制執行）条例》である。この条例は、1960年に公布された外国判決の承認・執行を対象とした香港法例第319章《外地（判決交互強制執行）条例》を参考にして、制定されたものとみられる。これによって、それ以降、中国本土の判決はコモン・ロー訴訟方式で承認を求めるルートと、《内地判決（交互強制執行）条例》（香港法例第597章）⁴⁵に沿って、承認を求めるルートの二つの方式となった。

実務上、中国本土判決の香港での承認および執行においては、主に以下の二つの問題がよく取り上げられている。

⁴³ 香港立法会 CB (2) 248/04-05 (05) 号文書

⁴⁴ 香港返還前、香港裁判所は、中国本土との互恵性がないという理由で珠海人民法院が下した判決を承認しなかった判決もあった。黄進編『区際司法共助の理論と実務』武漢大学出版社（1994）188頁；沈涓『中国区際冲突法研究』中国政法大学出版社（1999）85-87頁。

⁴⁵ Mainland Judgements (Reciprocal Enforcement) Ordinance (Cap.597)

① 合意管轄の性質の判定による管轄権の衝突

有名な判例として、香港高等裁判所の *Yu Lap Man v Good First Investment Ltd* [1998] HKC726判決がしばしば取り上げられる。原判決では、原告は香港で契約違反を理由とする訴訟を提起したが、被告は中国本土の人民法院が排他的合意管轄を有しているとし、訴訟の却下を求めた。契約書の中には、双方は当該契約に関する紛争は中華人民共和国法院の管轄を受けることを合意するとの約款が設けられていた。香港裁判所は、管轄合意の約款文言の解釈と具体的な事実関係の両方から審理した結果、中国本土の人民法院は排他的合意管轄を有していないという判断を下した。コモン・ローの関連法律によると、排他的合意管轄の判断は契約準拠法によるとされ、中国本土の法律にはそれに関連する法規および法解釈がないという理由により、香港法によって本件は排他的合意管轄がないと判断をなされた⁴⁶。これ以外にも、香港裁判所がコモン・ローの関連法規の考え方に基づいて契約による合意管轄の有無を判断することによって、平行訴訟⁴⁷が発生した事例や、自分に有利な判決がされる見込みのある裁判所に訴訟を提起する、いわゆる法廷地漁り（フォーラム・ショッピング）のケース⁴⁸も起こっている。

② 中国本土の再審制度と判決の終局性の問題

中国本土の民事訴訟制度には、審判監督制度としての再審制度⁴⁹が存在している。中国は国土の大きさ、広さに鑑み、紛争の早期解決を期するために、二審制をとっているが、すでに効力が生じた裁判の誤りを是正するため、現行民事訴訟法によると、法院、検察院、当事者、第三者の四つの主体が再審を提起することができる⁵⁰。人民法院は、基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院と最高人民法院の四級制である。この再審制度の存在が中国本土判決の香港での承認・執行に大きな支障を与えている⁵¹。これについて、1996年7月12日の香港高等裁判所判決 *Chiyu Banking Corporation Ltd v. Chan Tin Kwun*⁵²がしばしば取り上げ

⁴⁶ 張溪瑋「論我过内地民商事判决在香港的认可与执行 HCM1797/2015号判决析评」『法律科学西北政法大学学报』2018年第3期 192-193頁。

⁴⁷ *SangSangHandbag Factory Ltd* (2003) HCA9986/2000号事件では、香港裁判所は欠席裁判で被告に原告に対する賠償命令を出したが、広東兩級の人民法院は中国本土に管轄権があるとして、香港裁判所判決で債権者とされた原告に債務者とされた被告に対して賠償命令を出すという真逆なことが起こった。詳細については、張宪初・菲利普・斯马特「万事开头难—内地香港相互认可和执行当事人协议管辖的民商事案件判决的安排」评析』『北大法律評論』Vol.8.No.2 (2007) 512頁。

⁴⁸ *Man Tung Bank Ltd (Zhuhai) v. Wangfoong Transportation Ltd.* [1999] 2HKC606

⁴⁹ 朱省志・加波眞一「中国民事訴訟法における再審の問題—その比較法的考察—」『立命館法学』378号 (2018年) 309頁；趙旭東「中国民事訴訟法における再審手続の展開」〔張瑞輝 (訳)、渡部美由紀 (監訳)〕名古屋大学法政論集244号 (2012年) 12-26頁。その他、吳英姿「再審之诉的理论悖论与实践困境—申请再审权性质的重述」『法学家』(2018) No.3 139-153頁を参照。

⁵⁰ 朱・加波前掲 (注48) 304頁。

⁵¹ 乔雄兵「论外国法院判决承认与执行中的终局性问题」『武大国际法评论』2017年第一期 70-86頁；董立坤「内地与香港相互承认与执行民商事判决中的终局性判决问题」『法律适用』2004 (9) 17-19頁；徐鹏「判决终局性问题研究—以内地司法判决在香港承认与执行为中心」『诉讼法论丛』2006 (11) 306-372頁；钱锋「终局性—外国法院民事判决承认与执行的先决条件」『法律适用』2006 (6) 第243期54-57頁。

⁵² *Chiyu Banking Corporation Ltd v. Chan Tin Kwun* [1996] HKCFI418; (1996) 2HKLRD395; HCA11186/1995. 香港高等裁判所判決 (集友銀行有限公司诉陈天君案)

られる。審判監督制度が存在するため、中国本土の裁判所が下した判決は終局性がないとされて承認が拒否されたケースである。この判決以降、中国本土の人民法院が下した判決の承認・執行を香港で申立てられたときは、香港の裁判所は同判決を先例とし、承認を拒否することが多かった。すなわち、個別事件における終局性欠缺の判断からほぼすべての中国本土の人民法院が下した民商事判決を終局性欠缺と判断する先例となった。例えば、①当事者は控訴の申立てをしていなかったことで終結した判決について、その後審判が覆される可能性があるとして、承認が拒否されたケース（林哲民日昌电业公司诉张顺连CACV1046/2001号判決、林哲民经营之日昌电业公司诉林志滔CACV354/2001号判決）、②当事者による再審の訴えが退けられたケース（李佑荣诉李瑞群〔2005〕⁵³）③検察院が控訴するか否かを審査していることを承認拒否理由としたケース（Wuhan Zhong Shuo Hong Real Estate Co Ltd v Kwong Sang Hong International Ltd (2000)⁵⁴、Tan Tay Guan v Ng Chi Hung⁵⁵）等の判決が存在している。

『2006年協議管轄規定』が制定されたものの、香港ではその後も中国本土の人民法院が下した判決は終局性がないとし、承認を拒否したことで、中国本土と香港間における民商事判決の承認・執行は滞っていた。一方、2015年に香港高等裁判所がBank of China Ltd v. Yang Fan事件⁵⁶に対して下したHCM1797/2015号判決は、排他的合意管轄の認定を緩和したことと、中国本土の審判監督制度について中国本土の法院が下した判決の終局性に影響はないとした点に注目を集めた。さらに、2016年2月16日の香港高等裁判所HCMP2080/2015号判決では、深セン市中級人民法院が下した2014年11月4日の民事調解書（深中法涉外初字第91号）を承認した⁵⁷。この2件は、香港裁判所が、中国本土法院の下した判決に対して、合意管轄と終局性の面について今後どのように対処するかを示したものとして先例的価値がある。両地域間の判決の承認および執行に積極的に作用するという意味で高い評価に値するであろう。

七、『2006年協議管轄規定』と『2019年民商事規定』の内容の対比分析

冒頭で述べたように、『2019年民商事規定』は、香港が中国政府に返還されてから、民商事判決の相互承認および執行について、両地域の司法当局が結んだ最新規定であり、法学者だけでなく、実務の領域でも大いに注目されている。そして、前述したように、『2019年民商事規定』30条により、同規定の発効開始日をもって『2006年協議管轄規定』が廃止となる。以下では、この二つの規定の内容を比較分析し、『2019年民商事規定』の特徴を明らかにしたい。なお、『2017年婚姻家庭規定』は、家事関係事件の判決の承認・執

⁵³ 李佑荣诉李瑞群〔2005〕HKCA657;〔2007〕2HKLRD749;CAVA159/2004.

⁵⁴ 2000年6月12日 香港高等裁判所民事訴訟1998第14325号 湖北省武汉中硕房地产开发有限公司诉香港广生行国际有限公司 Wuhan Zhong Shuo Hong Real Estate Co Ltd v Kwong Sang Hong International Ltd (2000) HKCFI 769; HCA 14325/1998.

⁵⁵ 2001年2月5日香港高等裁判所民事訴訟2000年第5477号Tan Tay Guan v Ng Chi Hung〔2001〕HKCFI512:HCA 5477/2000.

⁵⁶ Bank of China Ltd v. Yang Fan〔2016〕HKCFI 708;〔2016〕3 HKLRD 7; HCM1797/2015号判決

⁵⁷ 林建益「香港法院对于协议管辖及内地判决终局性的判定标准—香港法院认可内地商事判决案例评析」『法庭』2016年第12期72-76頁。

行に関する規定であるため、『2006年協議管轄規定』と『2019年民事規定』とは性質上の違いがあることや、『2019年民事規定』が発効後も有効性が保たれ続けること⁵⁸に鑑み、本稿では対象としないことにしたい。以下では、『2019年民事規定』の条文が『2006年協議管轄規定』と比べて、どのように改正が行われたかを中心に若干の考察を試みる。

1. 承認・執行の申立てができる判決の範囲

相互承認・執行の申立てができる判決の範囲について、『2006年協議管轄規定』には「中国本土人民法院と香港特別行政区裁判所が書面による管轄合意をした民事事件に対して下した金銭支払いを求める執行力のある終審判決」⁵⁹と限定的に規定されていたが、『2019年民事規定』は、このような限定をなくし、「効力の発生した民事判決⁶⁰または効力の発生した刑事事件中の民事賠償に関連する判決⁶¹、金銭支払い判決だけでなく、非金銭判決も承認および執行できる」と規定している（懲罰的損害賠償判決は対象外とされるが、中国本土の著作権侵害紛争判決、不正競争民事判決、香港の模倣品紛争判決、両地域における商業秘密侵害紛争判決における損害賠償の部分は承認・執行の申立てができるとされる⁶²）。また、承認・執行の申立てができない判決としては、一部の婚姻家庭関係判決、相続関係判決、一部の中国本土の著作権侵害紛争判決、一部の海事海商関係判決、倒産関係判決、選挙人資格確定に関する判決、仲裁判決の効力の承認または仲裁判決の取り消しに関する判決、外国判決と仲裁判断の承認及び執行判決等と3条⁶³で定めている。

このように、『2019年民事規定』では、承認・執行の対象となる判決の範囲について、『2006年協議管轄規定』から大幅に拡大されたことがわかる⁶⁴。この改正により、両地域間で承認・執行できる判決の量も増加することになる。

2. 承認・執行の対象となる判決の類型

『2006年協議管轄規定』2条は、「執行力がある終審判決」について、以下のように定めている。すなわち、中国本土においては、①最高人民法院による判決、②高級人民法院、中級人民法院および授權により、涉外、涉香港・マカオ・台湾民事事件に対する管轄権を得た基礎人民法院⁶⁵が下した法律によって上訴できない

⁵⁸ 『2019年民事規定』31条により、同規定が発効後も、『婚姻家庭規定』は継続施行と定められている。（2019年1月18日《关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行民事案件判决的安排》31条 本安排生效后，《关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行婚姻家庭民事案件判决的安排》继续施行。）

⁵⁹ 『2006年協議管轄規定』1条と2条

⁶⁰ 『2019年民事規定』1条

⁶¹ 『2019年民事規定』2条

⁶² 『2019年民事規定』16条、17条

⁶³ 『2019年民事規定』3条。本条の条文内容にある「仲裁判決の効力の承認または仲裁判決の取り消しに関する判決、外国判決と仲裁判断の承認及び執行判決」の承認・執行については、『1999年仲裁規定』によって判断されるとなっている。

⁶⁴ 『2006年協議管轄規定』の第3条第1項と第2項の婚姻家事判決と関連する規定内容は『2017年婚姻家庭規定』で規定されている。

⁶⁵ 中国人民法院の機構は、最高人民法院を頂点として、地方各級人民法院と専門人民法院とに大きく分かれ、地方各級人民法院は上から高級、中級、基層の3級に分かれ、最高人民法院を含めて4級制をとっている。

判決または法定の期間内に上訴しなかった第一審判決、第二審判決および審判監督手続きに従って上級審の人民法院の審判により下された発効判決である。そして、中国本土における判決形式については、判決書、裁定書、調解書、支払い命令が含まれると定められている。一方、『2019年民商事規定』においては、「執行力がある終審判決」という文言を変更し、発効判決という文言を使用することになった。承認・執行の対象となる判決の類型は、ほぼ『2006年協議管轄規定』2条で規定された内容（本規定で言う判決は、中国本土においては、判決、裁定、調解文書、支払い命令という名の判決を言い、香港特別行政区においては、判決、命令、判令、訴訟費用評定証明書を言う）を踏襲し、「中国本土の保全命令と香港の訴訟前禁止令は承認できる判決の類型に含まれない」ことが新たに追加されている。このように明確な文言で示したことで、実務上に混乱を招く恐れを避けて、承認・執行をスムーズに進めるには大いに役立つものと言える。

3. 承認・執行の申立てを受理できる裁判所

『2006年協議管轄規定』4条は、承認・執行の申立てを受理できる裁判所について、中国本土については、被申請人の住所地、常居所地または財産所在地にある中級人民法院と定めている。また、5条では、被申請人の住所地、常居所地または財産所在地が中国本土の異なる中級人民法院の管轄内にある場合は、申請人はその中の一つの人民法院に申立てをすることができ、同時に二つまたは二つ以上の人民法院に申立てをすることはできずと規定している。香港の裁判所に申立てをする場合には、香港特別行政区高等裁判所に申立てをすると規定されている。さらに、被申請人の住所地、常居所地または財産所在地が中国本土と香港の双方にある場合には、申請人は双方の地で申請をすることができ、執行できる総額は判決で確定された額とされ、すでに一部または全部の執行を認めた裁判所は、他方の法院の要求に応じて、判決の執行状況に関する情報を提供すべきであると定めている。これに対して、『2019年民商事規定』7条は、申立てを受理できる裁判所を『2006年協議管轄規定』4条の「被申請人の住所地、常居所地または財産所在地の中級人民法院」から「申請人または被申請人の住所地、常居所地または財産所在地の中級人民法院」と変更し、『2006年協議管轄規定』5条2項「被新申請人の住所地、常居所地または財産所在地が中国本土と香港の双方にある場合は・・・」を削除している。

中国本土では、申請人の住所地にある中級人民法院が判決承認の申立てを受理できるように追加された。このような改正は、申請人が申請しやすくなる環境を整え、当事者の利益保護に資するものだと評価してよい。

4. 申請資料

『2006年協議管轄規定』6条は、承認・執行の申立ての申請資料について定めている。『2019年民商事規定』は、『2006年協議管轄規定』6条第1項第3号の「終審判決を下した裁判所による証明書、当該判決は同規定の2条に示されている終審判決であることで、判決地において執行できることを証明するもの」の内容を次のように改正している。すなわち、『2019年民商事規定』8条第3項は、「発効判決を下した裁判所による当該判決は効力がある判決である旨の証明書、当該判決は執行力もある場合は、原審裁判地で執行できることを証明しなければならない」である。さらに、4条には、「欠席判決の場合、当該判決は合法的手続きを

経て、当事者を確実に召喚したことを証明しなければならない。ただし、判決書ですでにこれが証明されている場合、または、欠席した当事者が判決の承認及び執行の申立てをした場合を除く」との条文が追加されている。

5. 原審裁判所の管轄権の判断

『2006年協議管轄規定』では、原審裁判所の管轄権の有無については、3条第1項で定められている。具体的には、訴訟当事者は書面によって中国本土または香港裁判所が唯一の管轄権を有することを明確に合意することとされている。他方、『2019年民商事規定』においては、原審裁判所の管轄権の審査は、11条で定められている。具体的には、以下のいずれかの場合で、且つ被申請側の法律により当該訴訟が被申請側裁判所の専属管轄に属さない場合は、被申請側裁判所は原審裁判所が管轄権を有したことを認めなければならない。①原審裁判所が当該訴訟を受理した際、被告人の住所地が当該裁判所所在地にあった場合（被告住所地管轄）、②原審裁判所が当該訴訟を受理した際、被告が当該裁判所所在地に代表機構、支店、事務所、営業所その他の独立した別の法人格を持たない機関を有し、且つ当該訴訟はその機関が行った活動に基づいた場合（会社・法人等の事業所管轄）、③当該訴訟が契約紛争によるときは、契約履行地が原審裁判所所在地にあった場合（契約履行地管轄）、④不法行為による権利侵害訴訟は、不法行為地が原審裁判所所在地にあった場合（不法行為地管轄）、⑤契約紛争またはその他の財産権益紛争の当事者が、書面をもって原審裁判所の管轄を合意した場合（書面合意管轄）。ただし、全ての訴訟当事者の住所地が被申請裁判所所在地にあり、原審裁判所所在地が契約履行地、契約締結地、目的物所在地など当該訴訟と実質的關係を持つ場合でなければならない。⑥当事者が、原審裁判所の管轄に異議を唱えず、応訴した場合（応訴管轄）。ただし、全ての訴訟当事者の住所地が被申請裁判所所在地にあり、原審裁判所所在地が契約履行地または契約締結地、目的物所在地など当該訴訟と実質的關係を持つ場合でなければならない。⑦知的財産権侵害事件及び中国本土人民法院が審理した『中華人民共和国反不正競争法』第6条で定められている不正競争紛争事件、香港特別行政区裁判所が審理した模倣品紛争事件については、権利侵害、不正競争、模倣行為が原審裁判所所在地で行われた場合で、且つ当該知的財産権が原審裁判所所在地において保護されるものとされている場合にのみ、原審裁判所は当該訴訟に管轄権がある（知的財産権等の専属管轄）。⑧以上の規定による外、承認を申し立てられた裁判所は、原審裁判所の管轄が承認を申し立てられた裁判所所在地の法律に違反しない場合は、原審裁判所が当該訴訟に管轄権を有すると認めることができる。

判決の承認および執行の申請を判断するにあたって、原審裁判所が当該訴訟について管轄権を有したか否かは極めて重要な要素とされている。この点について、以上のように、『2006年協議管轄規定』に比べ『2019年民商事規定』はより詳細な規定を設けている。

6. 承認・執行の申立ての出訴期限

『2006年協議管轄規定』には、承認・執行の申立ての出訴期限について、8条第2項で、「双方または一方の当事者は、自然人の場合は1年、双方が法人またはその他の組織の場合は6か月」と定めているが、『2019年民商事規定』は、この期限について、10条「承認・執行の申立ての期限、手続き、方式は承認・執行を

申立てられた地域の法律による」と改正をした。

7. 不承認事由⁶⁶

『2006年協議管轄規定』および『2019年民商事規定』は、いずれもいくつかの不承認事由を挙げて、その不承認事由のいずれかに該当する場合には、当該判決を承認してはならないとの規定の仕方になっている。以下、両規定の不承認事由の内容を表で比較する。

表3 不承認事由の対比

	『2006年協議管轄規定』	『2019年民商事規定』	
9 条 1 項	① 当事者間の合意により選択された原審法廷地の法律によれば、その管轄の合意が無効と判断される場合。ただし、選択された裁判所が当該管轄の合意を有効と認めた場合を除く。	① 原審裁判所の当該判決に対する管轄が本規定の11条 ⁶⁷ に合致しない場合。	12 条 1 項
	② 当該判決がすでに履行済みの場合。	※	
	③ 判決の執行を求められた地の裁判所が、その地の法によれば、専属管轄を有していた場合。	執行地裁判所の専属管轄について、①に定められている。	
	④ 原審裁判所所在地の法律により、欠席で敗訴した当事者が合法的に召喚されていなかった場合、または合法的に召喚されたが法定の防御の機会を得ていなかった場合。ただし、原審裁判所所在地の法律または関連規定に基づき、公告送達が行われた場合は上記の状況に当たらない。	② 原審裁判所所在地の法律によって被申請人が合法的に召喚されていなかった場合、または合法的に召喚されたが合理的な陳述、弁論の機会を得ていなかった場合。	
	⑤ 判決が詐欺によって取得された場合。	③ 判決が詐欺によって取得された場合。	
	⑥ 判決の執行を求められた地の裁判所、または外国もしくは領域外の裁判所が当事者間の同一の訴因について裁判をしていた場合、または関連する仲裁機関が仲裁判断をしていた場合で、当該判決もしくは仲裁判断が執行地の裁判所によって承認・執行されていた場合。	⑥ 被申請側が同一紛争に対してすでに仲裁判断を下していた場合、または他国もしくは地域で下された仲裁判断をすでに承認していた場合。	
	※	④ 被申請側の裁判所が訴訟を受理した後に、原審裁判所が同一紛争で提起された訴訟に対して判決を下した場合。	
※	⑤ 被申請側の裁判所が同一の紛争についてすでに判決を下していた場合、または他国もしくは地域で下された同一の紛争に関する判決をすでに承認した場合。		

⁶⁶ 村上幸隆「台湾の判決の中国での承認に関する新規定」『国際商事法務』Vol.26.No.8 (1998) 818頁では不認可事由と訳されている。中国法上、外国判決の場合は「承認」という用語が一般的に使われているが、中国国内にある異法域間の判決の場合は、「認可」という用語が使われているのが多く見られる。ただし、用語の統一は現在まだされていない。拙稿「中国本土と台湾間の民事判決の相互承認及び執行に関する一考察」岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要vol.50 (2020) 59頁では伝わりやすくするために、不承認事由と訳した。本稿でも、この訳語を継続使用することにした。

⁶⁷ 本稿16頁を参照。

9 条 2 項	<p>人民法院は香港特別行政区裁判所が下した判決を執行することが、中国本土の社会公共利益に反することになると判断する場合、または香港特別行政区裁判所は中国本土人民法院が下した判決を執行することが香港特別行政区の社会公共利益を侵害することになると判断する場合は、当該判決の承認及び執行を拒否する。</p>	<p>中国本土人民法院は香港特別行政区裁判所が下した判決を承認・執行することによって中国本土の社会公共利益が著しく損害されることになると判断する場合、及び香港特別行政区裁判所は中国本土人民法院が下した判決を承認・執行することによって香港特別行政区の社会公共利益を侵害することになると判断する場合は、当該判決を承認・執行してはならない。</p>	12 条 2 項
------------------	---	---	-------------------

以上のように、『2006年協議管轄規定』は改が行われたが、特に、『2019年民商事規定』においては、不承認事由を細分化し、競合訴訟判決を不承認とすることが明確に示された⁶⁸。

8. 執行できる債務名義の範囲

執行できる債務名義の範囲について、『2006年協議管轄規定』20条第1項は、中国本土と香港特別行政区裁判所が相互承認及び執行できる対象範囲は、判決で確定された額のほか、判決により支払いをしなければならない利息、裁判所の計算で確定した弁護士費用および訴訟費用を含む。ただし、税金および罰金を除くと定めている。さらに、第2項には、香港特別行政区における訴訟費用の確定について、「香港特別行政区における訴訟費用は、裁判官または司法常務官が訴訟費用評定証明書に確定または支払いを命じた訴訟費用」と定められている。一方、『2019年民商事規定』18条は、中国本土と香港特別行政区裁判所が相互承認および執行できる債務名義の範囲は、判決で確定され、支払いを命じられた財産およびそれに関する利息、訴訟費用、履行延滞金とその利息を含むとしている。また、税金および罰金は除外されている。

9. 係属中の訴訟と判決の承認及び執行に関する審理の中止または停止

『2006年協議管轄規定』10条は、係属中の訴訟と判決の承認・執行に関する審理の中止または停止について、規定を置いている。まず、10条第1項は、「香港特別行政区裁判所が下した判決について、判決によって確定された債務者が上訴した場合または上訴手続きが完了していない場合、中国本土人民法院は、審査を経て、申し立てられた判決の承認及び執行に対する審理を中止することができる。上訴を経て、原審判決の全部または一部が維持された場合は、申し立てられた判決の承認及び執行に対する審理を再開する。原審判決が完全に覆された場合は、申し立てられた判決の承認及び執行に対する審理を停止する」と定めている。

判決の終局性は判決の承認・執行の基本前提であり、判決の承認・執行にあたって、きわめて重要な要件とされている。前述した通り、中国の民事訴訟制度には、審判監督制度としての再審制度が存在しているため、すでに効力が生じた判決結果が再審で覆される可能性もある。《内地判決（交互強制執行）条例》（香

⁶⁸ その他、『2019年民商事規定』は、裁量的に不承認、または部分的承認とする事由を13条と19条で定めている。13条「承認・執行を申し立てられた判決について、被申請人が、原審裁判所の裁判は当事者が同一の紛争について合意した有効な仲裁協議又は管轄協議に違反した併行訴訟であるという証拠を提出したときは、被申請側の裁判所は審理を経て事実だと確認できた場合、当該判決の承認・執行を拒否することができる。」19条「被申請側の裁判所は、承認・執行を申し立てられた判決の全部を承認できない場合でも、当該判決の一部を承認・執行することができる。」

港法例第597章)によって、香港裁判所に判決の承認・執行が申し立てられた際には、承認・執行の要件一つとして、当該判決が終局性のある判決であることが要求されている⁶⁹。前述したように、実務上、中国本土の再審制度で人民法院が下した判決に終局性がないとされ、判決の承認を拒否されたケースも生じていた。これと関連して、第2項では、中国本土人民法院が下した判決について、審判監督手続きに沿って原審判決を再審する、または最高人民法院が再審することを決定した場合には、香港特別行政区裁判所は、審査を経て、それが事実だと判明したときは、申し立てられた判決の承認・執行に対する審理を中止することができる、とされている。その上で、再審を経て原審判決の全部または一部が維持された場合は、承認・執行に対する審理を再開することができ、原審判決が完全に覆された場合は、判決の承認・執行に対する審理を停止すると規定している。

この条文に関して、『2019年民商事規定』では、『2006年協議管轄規定』の10条第1項にある「判決によって確定された債務者が上訴した場合または上訴手続きが完了していない場合」を「一方の当事者が上訴した場合」に変更している。10条第2項については、「中国本土人民法院が下した判決について、審判監督手続きに沿って原審判決を再審する、または最高人民法院が再審することを決定した場合」が「中国本土人民法院が下した判決について原審判決を再審することが決定された場合」と変更された。これらから、『2019年民商事規定』の内容は、文言が少し変更されただけで、実質的な変更なしと読み取ることができる。

10. 救済措置

承認及び執行の申立てが却下された場合の救済について、『2006年協議管轄規定』12条は、裁判所が承認・執行の申立てに対して判断を下した後、申請者は不服がある場合には、中国本土においては、一級上の人民法院に再審を申し立てることができる。香港においては、法律に従って上訴できると規定されている。『2019年民商事規定』は、この条文を踏まえて、26条で、「裁判所が承認・執行の申立てに対して判断を下した後、申請者は不服がある場合には、中国本土においては、裁定書が送達された日から10日間以内に」一級上の人民法院に再審を申し立てることができる。また、香港においては、法律に従って上訴できると規定し、不服申し立ての期限を追加している。

11. 小括

以上、中国本土と香港間の民商事判決の承認および執行に関する法規定である『2006年協議管轄規定』と『2019年民商事規定』を比較対照し、条文ごとに考察してみた。全体として、『2006年協議管轄規定』よりも『2019年民商事規定』の内容の方が、判決類型の範囲、原審裁判所の管轄の認定基準などの面において、より細分化されたことが明らかとなった。特に、判決類型について、『2006年協議管轄規定』では「中国本土人民法院と香港特別行政区裁判所が書面による管轄合意をした民商事事件に対して下した金銭支払いを求める執行力のある終審判決」と限定的に規定されていたが、『2019年民商事規定』は、このような限定を

⁶⁹ Mainland Judgements (Reciprocal Enforcement) Ordinance (Cap.597), s.5 (2) (c) : 詳細は張美榕・前掲注8) 355頁。

なくし、「効力の発生した民商事判決または効力の発生した刑事事件中の民事賠償に関連する判決、金銭支払い判決だけでなく、非金銭判決も承認および執行できる」と規定している。この改正により、中国本土と香港間の民商事判決の承認・執行が大幅に拡張されることになろう。そして、原審裁判所の管轄権の有無に関する判定基準を明文化したことも、管轄衝突の問題解決に有意義に働くと考えられる。さらに、『2006年協議管轄規定』においては、合意管轄に対する明文規定が抽象的であるという問題と、中国本土の民事訴訟制度上にある審判監督を目的とする再審制度が存在していることで、中国本土人民法院が下した判決が香港裁判所に終局性がないとされている点については、『2019年民商事規定』では、『2006年協議管轄規定』2条にある「執行力がある終審判決」という文言を変更し、発効判決という文言を使用することになった。中国本土人民法院が下した民商事判決が香港で承認されにくいという実務状況を考慮して双方の協議によって改正されたものと考えられる。しかし、実務上、終局性問題の解決に如何なる促進作用があるかはさらに検証する必要があるであろう。

おわりに

本稿では、歴史的背景から、中国本土と香港それぞれの外国判決の承認・執行に関連する法規定を概観し、両地域における民商事判決の承認および執行の展開を中心に論じた。それを踏まえて、『2006年協議管轄規定』と『2019年民商事規定』とを比較対照し、項目ごとに条文の対比分析を試みた。香港は1997年7月に中国に返還されてからすでに20年余りの歳月が過ぎたが、前述したように、イギリスの植民地として、政治、経済、司法、文化等あらゆる分野でイギリスから強い影響を受けてきた。したがって、香港は、社会主義制度の中国本土側とは、司法理念や法制度の面においても様々な相違があることは厳然たる事実である。両地域間の判決の承認および執行問題は、返還前の国家間の判決の承認・執行問題から、一国内にある異法域間の判決の承認・執行の問題に変わり、判決の承認・執行問題の解決においては単一制国家にはない特徴と困難が存在している。『2019年民商事規定』は未発効のままとなっているが、『2006年協議管轄規定』と比べて、承認および執行できる判決の範囲が拡張され、条文内容も細分化されたことなどから考えると、近い将来に発効することとなれば、両地域間の民商事判決の承認および執行がスムーズに進んでいくことは大いに期待できるであろう。

一方、本稿では幾つかの裁判例を取り上げたが、個別事件の具体的解決を十分に検討することはできていない。中国一国内にある異法域間の民商事判決の承認・執行問題の特徴をよりよく理解するには、関連法規定と合わせ、判例研究を蓄積して検討することも必要不可欠だと考えられる。それを今後の課題にし、中国本土と香港間の民商事判決の承認および執行の動向を注目していきたい。